

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮代町長 新井 康之

市町村名 (市町村コード)	宮代町 (114421)	
地域名 (地域内農業集落名)	和戸・国納(丸屋以外)・西条原(姥ヶ谷)地区 和戸・国納(丸屋以外)・西条原(姥ヶ谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月10日(木) (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・この地域では法人や地元耕作者へ集約化がある程度図られているが、耕作放棄地が点在しており、河川や水路の整備などの面で周囲の耕作者の負担が増えている。耕作放棄地の中には土地所有者が町外在住のケースもあり、農地の集約化や再生を行う上で課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田として維持されている農地が、耕作者不足で遊休化しないように、土地所有者と耕作者への働きかけを通じて段階的に集約化していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農業上の利用が見込まれる区域。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田として維持されている農地から段階的に担い手へ集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特になし
(3)基盤整備事業への取組方針
再生することが可能で地域計画の範囲内にあり、担い手の確保できる耕作放棄地から再生し、営農しやすい環境を整える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保・育成を行い、営農規模の拡充を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
農地の管理・保全を行う土地の所有者への支援を行い、営農できる農地を残していく。